

(公印・契印省略)

総政企第 83 号

令和 4 年 4 月 20 日

統計委員会委員長

椿 広 計 殿

総務大臣

金 子 恭 之

諮問第162号

建築着工統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 4 年 4 月 13 日付け国総情建第 3 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料 1 - 2 の別添】

国総情建第 3 号
令和 4 年 4 月 13 日

総務大臣 殿

国土交通大臣
(公印省略)

基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

建築着工統計調査

主管部課	国土交通省総合政策局 情報政策課建設経済統計調査室
事務担当者	片境 俊貴 電話 03(5253)8111 (内線)28-415 e-mail : katazakai-t2xp@mlit.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称 建築着工統計調査

2 変更の内容

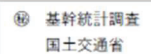

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 報告者数 ③建築工事費調査票 : 約10,000 (母集団の大きさ: 約53万 (令和2年度計)) <u>※ただし、令和3年分の調査については、建築工事費調査を開始予定であった令和3年1月以前から調査対象建築物をあらかじめ把握し、抽出しておくことが必要であり、対象建築物の一部を旧補正調査の抽出方法を用いて抽出を行っているため、約8,200</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照) ③建築工事費調査票 (2) 着工日</p>	<p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体 (1) 数 ③建築工事費調査票 : 約10,000 (母集団数: 約60万 (平成30年度計))</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照) ③建築工事費調査票 (2) <u>工事の</u>着工日</p>	<p>母集団情報の更新及び記載内容の明確化</p> <p>令和2年5月に改正された調査規則の内容と整合させるための修正</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>③建築工事費調査票 <u>(郵送) 国土交通省 - 報告者</u> <u>(オンライン) 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者</u></p> <p>(2) 調査方法</p> <p>③建築工事費調査票 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 (<input type="checkbox"/>政府統計共同利用システム <input checked="" type="checkbox"/>独自システム <input checked="" type="checkbox"/>電子メール) <input type="checkbox"/>調査員調査 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>〔調査方法の概要〕 <u>国土交通省が委託する民間事業者は、報告者に調査票を配布し、報告者は建築工事費調査票を作成して送付する。</u> <u>また、国土交通省は、オンラインシステムを用意するとともに、ホームページ上に電子調査票を用意し、報告者は、いずれかに入力又は記入し、オンラインシステム又は電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>③建築工事費調査票 <u>国土交通省 - 民間事業者 - 報告者</u></p> <p>(2) 調査方法</p> <p>③建築工事費調査票 (<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p> <p><u>国土交通大臣が委託する民間事業者は、報告者に調査票を配付し、報告者は建築工事費調査票を作成して送付する。</u> <u>また、国土交通大臣はホームページ上に電子調査票を用意し、報告者はそれに入力若しくは記入し、電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。</u></p>	<p>記載内容の適正化及び明確化</p>

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>③建築工事費調査票</p> <p><input type="checkbox"/>1回限り <input type="checkbox"/>毎月 <input type="checkbox"/>四半期 <input checked="" type="checkbox"/>1年 <input type="checkbox"/>2年</p> <p><input type="checkbox"/>3年 <input type="checkbox"/>5年 <input type="checkbox"/>不定期 <input type="checkbox"/>その他 () (1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：年)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>③建築工事費調査票</p> <p>調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日 (調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日)</p> <p>なお、調査周期は1年であるが、報告者負担の平準化の観点から、毎月報告を求めるものとする。</p> <p>※ただし、令和3年1月分から令和4年4月分については、令和4年6月末日を提出期限とする (調査対象月が令和4年3月又は4月で、着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物を除く。)</p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>③建築工事費調査 : 1年 (令和3年1月調査以降)</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>③建築工事費調査</p> <p>調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日</p>	<p>様式変更に伴う形式修正</p> <p>工期が短く調査票の配布が間に合わない場合には、報告者の回答期間を確保するため提出期限の延長を行うもの。また、令和3年1月分から令和4年4月分について調査票の配布が遅れたため提出期限の延長を行うもの</p>

変更案

(建築工事費調査 調査票)



 建築着工統計調査
建築工事費調査 調査票
第二号様式



工事施工者名:	電話番号: - -
所属部署名:	(内線番号)
フリガナ	
記入者氏名:	

今回調査対象となった建築工事について、次の問1～5を記入してください。

問1 工事の変更(1) ※該当する場合には、 □に○を記入してください。	<input type="checkbox"/> 工事中止 <input type="checkbox"/> 1年以上未着工 どちらかに○を記入した場合は、調査はこれで終わりです。 工事を行った場合(又は工事中の場合)には、 工事の完了後に、問2以降を記入してください。
問2 工事の変更(2) ※該当する場合には、 □に○を記入してください。	<input type="checkbox"/> 木造から非木造、非木造から木造への構造変更あり
問3 着工日	[][][][] 年 [][] 月 [][] 日
問4 工事の完了日	[][][][] 年 [][] 月 [][] 日
問5 実施床面積	[][][][][] 万 [][][][][] m ²
問6 工事実施額	[][][][] 億 [][][][][] 万 [][][][][] 円

変更前

(建築工事費調査 調査票)



 建築着工統計調査
建築工事費調査 調査票
第二号様式

工事施工者名:	電話番号: - -
所属部署名:	(内線番号)
フリガナ	
記入者氏名:	

今回調査対象となった建築工事について、次の問1～5をご記入ください。

問1 工事の変更(1) ※該当の□に○を記入	<input type="checkbox"/> 工事中止 <input type="checkbox"/> 1年以上未着工 上記に○がある場合、調査はこれで終わりです。 工事実施の場合は問1以降を記入してください。 建築中の場合は、完了後に記入し、完了月の翌々月13日までに国土交通省に到着するように提出してください。
問2 工事の変更(2) ※該当の□に○を記入	<input type="checkbox"/> 木造から非木造、非木造から木造への構造変更あり
問3 着工日	[][][][] 年 [][] 月 [][] 日
問4 工事の完了日	[][][][] 年 [][] 月 [][] 日
問5 実施床面積	[][][][][] 万 [][][][][] m ²
問6 工事実施額	[][][][] 億 [][][][][] 万 [][][][][] 円

変更理由

記載内容の適正化

調査計画（変更後）

1 調査の名称

建築着工統計調査

2 調査の目的

全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（以下「建築工事届」という。）に係る建築物

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：約53万（令和2年度計）

③建築工事費調査票：約10,000（母集団の大きさ：約53万（令和2年度計））

※ただし、令和3年分の調査については、建築工事費調査を開始予定であった令和3年1月以前から調査対象建築物をあらかじめ把握し、抽出しておくことが必要であり、対象建築物の一部を旧補正調査の抽出方法を用いて抽出を行っているため、約8,200（詳細は別紙参照）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

建築工事届に係る建築物の情報

③建築工事費調査票

①の建築物を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出

- ・工事費予定額20億円以上の建築物については全数調査
- ・工事費予定額20億円未満の建築物については、構造別（木造／非木造）、工事費予定額階級別（しきい値1億円の2区分）に分類し、各層ごとに無作為抽出

【抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定

なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の

建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。

(3) 報告義務者

- ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 建築工事届を提出する建築主
- ③建築工事費調査票 : 4 (2) に掲げる方法により抽出した建築物の工事施工者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

①建築物着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 建築主
- (5) 工事種別
- (6) 構造
- (7) 建築物の用途
- (8) 建築物の数
- (9) 新築の場合における階数 (地上の階数、地下の階数の別)
- (10) 新築工事の場合における敷地面積
- (11) 床面積の合計
- (12) 工事費予定額

[集計しない事項の有無] ■無 □有

②住宅着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 工事別 (新設、その他の別)
- (5) 住宅の構造 (木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別)
- (6) 住宅の建築工法 (在来工法、プレハブ工法、枠組壁工法の別)
- (7) 住宅の種類 (専用住宅、併用住宅、その他の住宅の別)
- (8) 建て方 (一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別)
- (9) 利用関係 (持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の別)

(10) 住宅の戸数

(11) 住宅の床面積の合計

(12) 新設住宅の資金（民間資金住宅、公営住宅、住宅金融支援機構住宅、都市再生機構住宅）

(13) 建築を伴う除却住宅戸数

(14) 建築を伴う除却住宅の利用関係（持家、貸家、給与住宅の別）

〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有

③建築工事費調査票

(1) 工事の変更

(2) 着工日

(3) 工事の完了日

(4) 実施床面積

(5) 工事実施額

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

- ・「着工日」及び「工事の完了日」については、工事の完了予定日と完了時期のずれを把握し、これを基に工事の進捗パターンの変化を機動的に捉え、建設工事進捗率調査の実施時期の参考とするため把握するものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあつては、法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付した日）

③建築工事費調査票

建築物の工事が完了した日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

国土交通省 — 都道府県 — 報告者

③建築工事費調査票

（郵送）国土交通省 — 報告者

（オンライン）国土交通省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

- 郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
調査員調査 その他（都道府県調査）

〔調査方法の概要〕

都道府県は、報告者から提出された建築工事届に基づき建築物着工統計調査票及び住宅着工統計調査票を作成する。都道府県は、当該調査票を審査し、国土交通大臣に郵送若しくは電子メールにて送付又は携行する。

③建築工事費調査票

- 郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）
調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

国土交通省が委託する民間事業者は、報告者に調査票を配布し、報告者は建築工事費調査票を作成して送付する。

また、国土交通省は、オンラインシステムを用意するとともに、ホームページ上に電子調査票を用意し、報告者は、いずれかに入力又は記入し、オンラインシステム又は電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。

【民間事業者の業務委託の内容】

調査票の配布及び回収、調査票の督促、データ入力等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

③建築工事費調査票

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）
（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日

③建築工事費調査票

調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日（調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日）

なお、調査周期は1年であるが、報告者負担の平準化の観点から、毎月報告を求めるものとする。

※ただし、令和3年1月分から令和4年4月分については、令和4年6月末日を提出期限とする（調査対象月が令和4年3月又は4月で、着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物を除く。）。

8 集計事項

別添「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(2) 公表の期日

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：調査実施月の翌月末日

年計については、調査年の翌年2月、年度計については、調査年度の翌年度4月

③建築工事費調査票：調査実施年の翌年9月末日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、建築工事届に係る建築物を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、

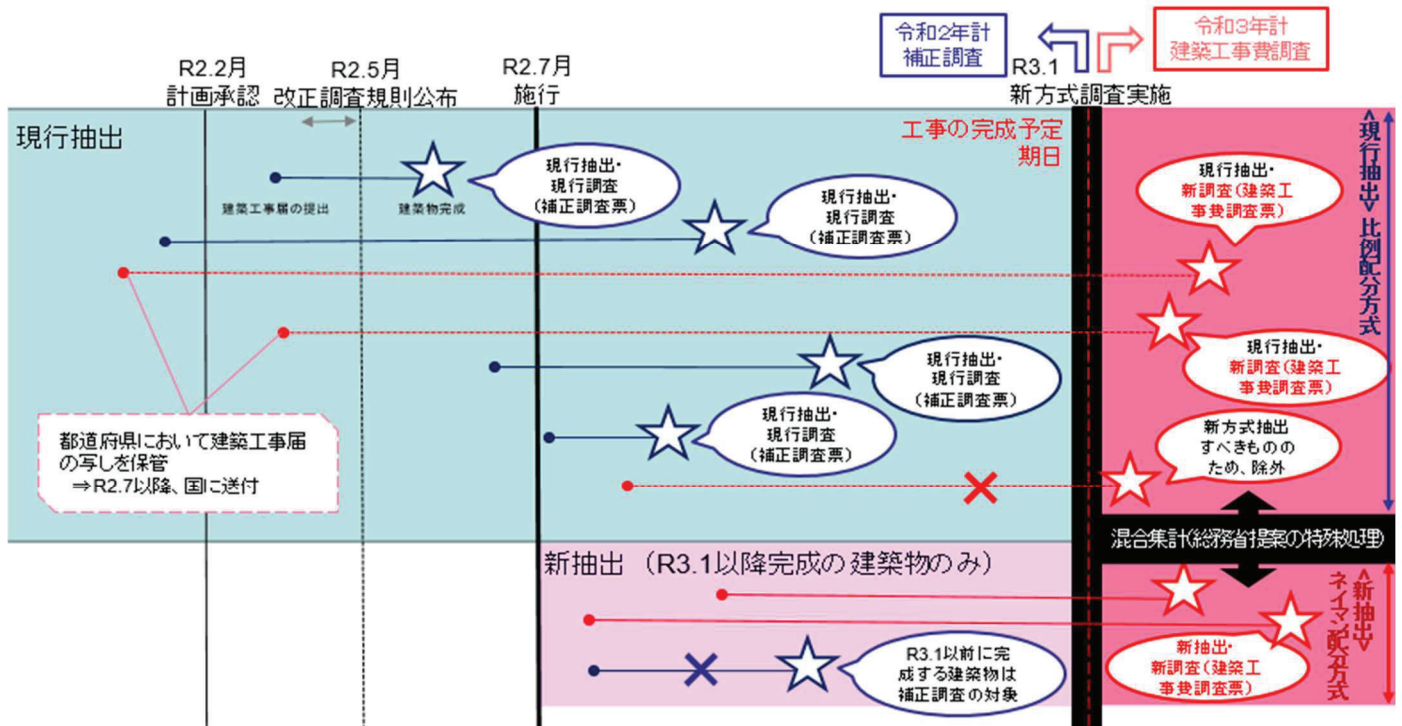
5(1)に掲げる報告を求める事項とする。

(別紙)

建築工事費調査の令和3年分調査における抽出方法について

- 令和2年12月まで旧補正調査を、令和3年1月から建築工事費調査を実施する計画だが、調査票は対象建築物の完成予定月に配布するため、令和3年1月以前から、建築工事費調査の対象建築物をあらかじめ把握し、抽出しておくことが必要となる。
- 改正建築動態統計調査規則の令和2年7月施行から令和3年1月までの移行期においては、旧補正調査の抽出と建築工事費調査の抽出を並行して行う。この際、旧補正調査の抽出において令和3年1月以降の対象建築物が抽出された場合は、建築工事費調査の対象として把握しておく。
- 建築工事費調査における1年間の抽出対象建築物は約10,000（毎月833以上）に設定しているが、令和3年分調査の調査対象建築物については、令和2年段階での抽出期間が半年間（令和2年7月～12月）であること、旧補正調査の抽出数は5,000と建築工事費調査よりも少ないことから、結果として、約8,200となる。
※令和2年段階での抽出数：約3,100件、令和3年段階での抽出数：約5,100件

<イメージ図>



建築工事費調査の抽出方法について

抽出の頻度：毎月

抽出先母集団：毎月公表の建築着工統計のデータのうち、棟別データ総数（N）

抽出方法：工事金額3層×構造2層の全6層（H_層）にわけ、各層から毎月の調査対象（n_h）を抽出する。

- ① 各階層から抽出された調査対象件数の総計（n）が約833件/月（年1万件）となるよう抽出する。

$$n = \sum_{h=1}^6 n_h$$

h：以下の6層

- 1 工事費予定額20億円以上の木造工事
- 2 工事費予定額20億円以上の非木造工事
- 3 工事費予定額1億円以上20億円未満の木造工事
- 4 工事費予定額1億円以上20億円未満の非木造工事
- 5 工事費予定額1億円未満の木造工事
- 6 工事費予定額1億円未満の非木造工事

n：調査対象として抽出されたデータ数

N：母集団データ数

- ② h層の1及び2層は、悉皆で抽出する。n₁=N₁、n₂=N₂
- ③ h層の3から6層までは、悉皆層を除いた件数にa～dまでの比率を乗じた件数をそれぞれの層から非復元無作為抽出で抽出する。

$$n_3 = (833 - N_1 - N_2) \times a \quad \text{小数点以下件数四捨五入}$$

$$n_4 = (833 - N_1 - N_2) \times b \quad \text{小数点以下件数四捨五入}$$

$$n_5 = (833 - N_1 - N_2) \times c \quad \text{小数点以下件数四捨五入}$$

$$n_6 = (833 - N_1 - N_2) \times d \quad \text{小数点以下件数四捨五入}$$

※各層の抽出係数a、b、c、dは、以下とする。

[a] 0.019
[b] 0.488
[c] 0.310
[d] 0.183

※各係数の小数点4位以下は四捨五入した。

※n₃～n₆の件数をN₃～N₆から抽出する際は、N₃～N₆の各データにつき、無作為に乱数を与え、値の低いものから順にn₃～n₆の件数になるまで抽出した。

3層から6層までの層毎の抽出係数の決定について

以下により決定した。

- ① 係数算定の元データは、建築着工統計の平成29年1月から令和元年12月までの棟数データ3年（36月）分
- ② 3年分としたのは、通常建築物は着工から3年以内で竣工することと、数値変動への機微な対応や数値の妥当性の検討の周期として適当であるためである。
- ③ なお、平成27年1月から令和元年12月までの5年分と①の3年分を比較したが、データ数や標準偏差、算出された係数等に特段顕著な差はなかった。
- ④ 係数の算定式は以下による。

h層の抽出係数(a, b, c, d) = $\frac{N_h \sigma_h}{\sum_{h=3}^6 N_h \sigma_h}$ 小数点第3位までとし、小数第4位で四捨五入

h：以下の4つの層

- 3 工事費予定額1億円以上20億円未満の木造工事
- 4 工事費予定額1億円以上20億円未満の非木造工事
- 5 工事費予定額1億円未満の木造工事
- 6 工事費予定額1億円未満の非木造工事

N_h ：第h層のデータ数

σ ：層別の標準偏差 = $\sqrt{\sigma_h^2}$

$$\sigma_h^2 = \frac{1}{N_h} \sum_{i \in h} (y_{hi} - \bar{y}_h)^2$$

y：工事費予定額

以上

参考

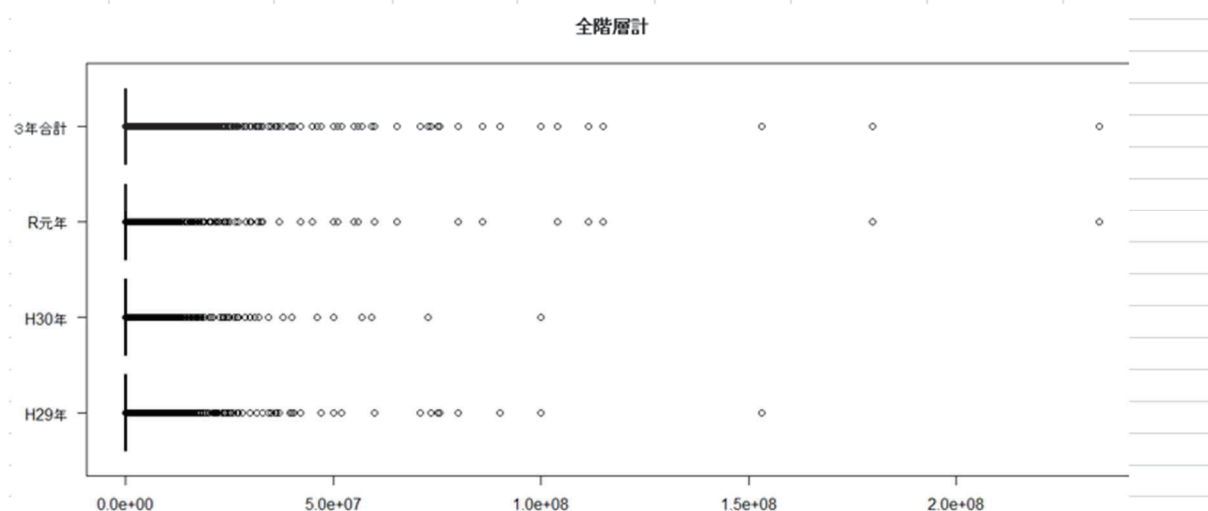
H29,H30,R1の各年合計件数(棟数)					
金額/内訳	木造	非木造	計	層番号	
20億以上	7	3,509	3,516	1	2
1億~20億未満	7,637	70,472	78,109	3	4
1億未満	1,335,082	385,303	1,720,385	5	6
計	1,342,726	459,284	1,802,010		

R1 件数(棟数)					
金額/内訳	木造	非木造	計	層番号	
20億以上	2	1,167	1,169	1	2
1億~20億未満	2,607	22,565	25,172	3	4
1億未満	449,305	123,707	573,012	5	6
計	451,914	147,439	599,353		

H30 件数(棟数)					
金額/内訳	木造	非木造	計	層番号	
20億以上	4	1,196	1,200	1	2
1億~20億未満	2,421	23,640	26,061	3	4
1億未満	442,617	128,276	570,893	5	6
計	445,042	153,112	598,154		

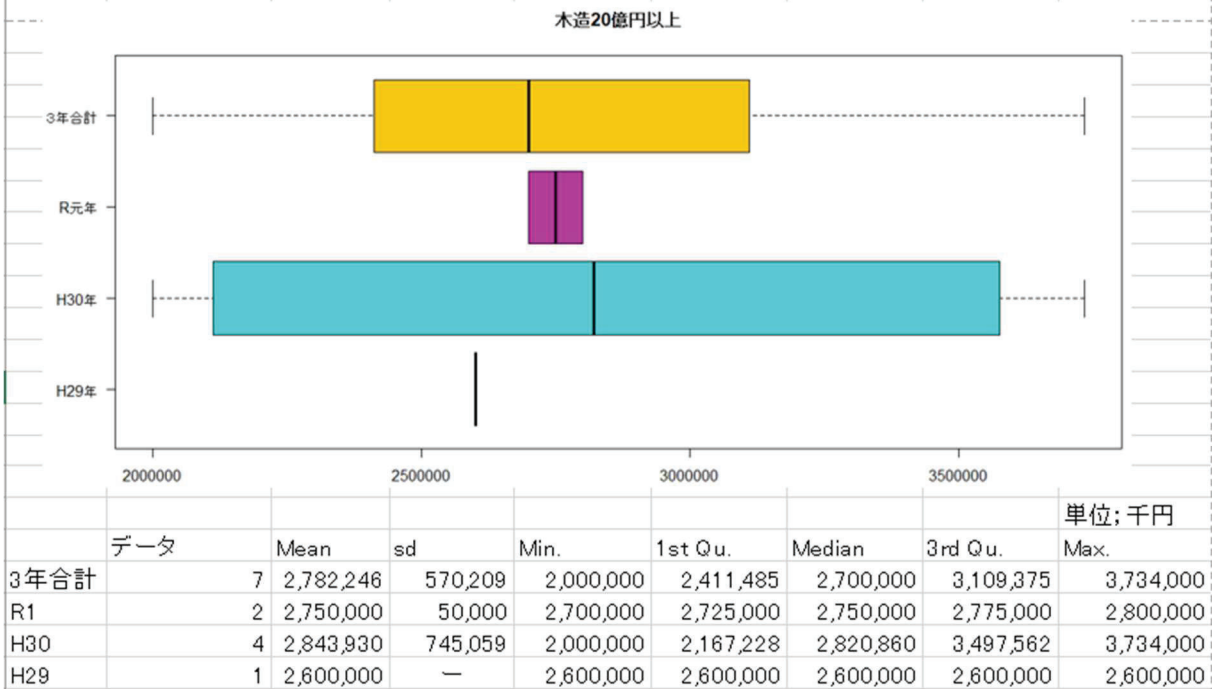
H29 件数(棟数)					
金額/内訳	木造	非木造	計	層番号	
20億以上	1	1,146	1,147	1	2
1億~20億未満	2,609	24,267	26,876	3	4
1億未満	443,160	133,320	576,480	5	6
計	445,770	158,733	604,503		

○全階層の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点

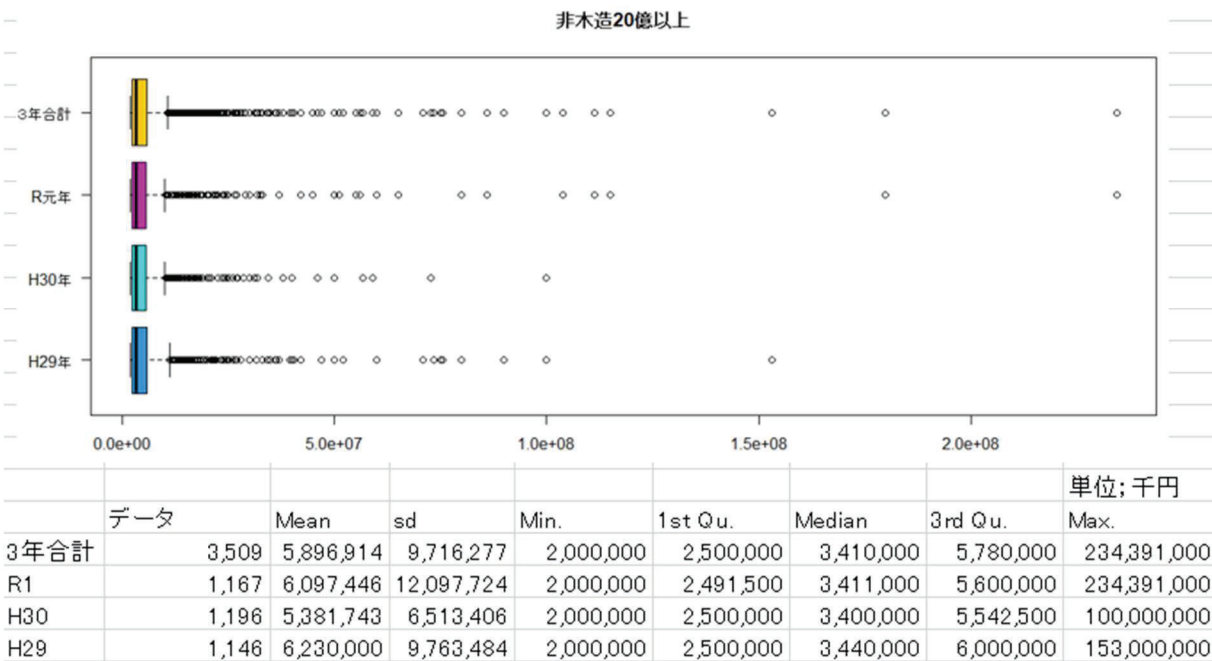


	データ(棟数)	Mean	sd	Min.	1st Qu.	Median	3rd Qu.	Max.	単位:千円
3年合計	1,802,010	45,336	509,092	10	13,000	19,000	27,000	234,391,000	
R1	599,353	45,517	604,285	10	13,000	19,000	26,640	234,391,000	
H30	598,154	44,667	387,773	10	13,000	19,000	27,000	100,000,000	
H29	604,503	45,820	511,619	20	13,000	19,000	27,000	153,000,000	

○第1層 木造20億円以上の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点

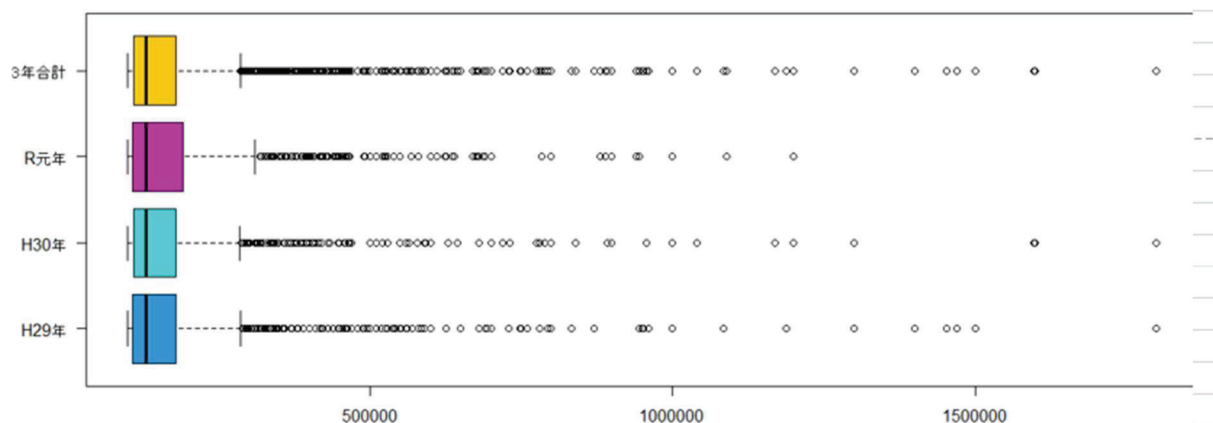


○第2層 非木造20億円以上の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点



○ 第3層 木造1億円～20億円未満の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点

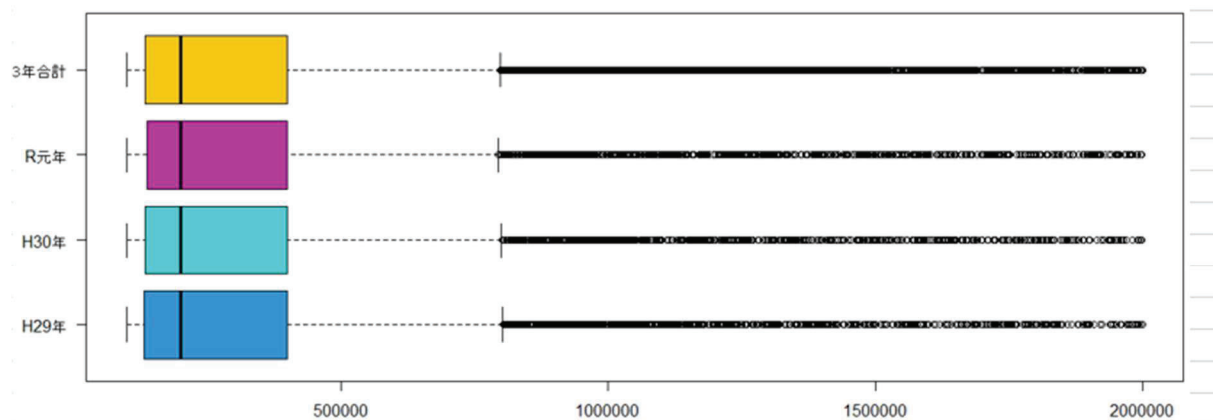
木造1億円～20億円未満



	データ	Mean	sd	Min.	1st Qu.	Median	3rd Qu.	Max.	単位; 千円
3年合計	7,637	169,796	120,404	100,000	109,000	130,000	180,000	1,800,000	
R1	2,607	170,766	111,267	100,000	108,120	130,000	191,000	1,200,000	
H30	2,421	166,651	117,168	100,000	110,000	130,000	180,000	1,800,000	
H29	2,609	171,746	131,573	100,000	108,000	130,000	180,000	1,800,000	

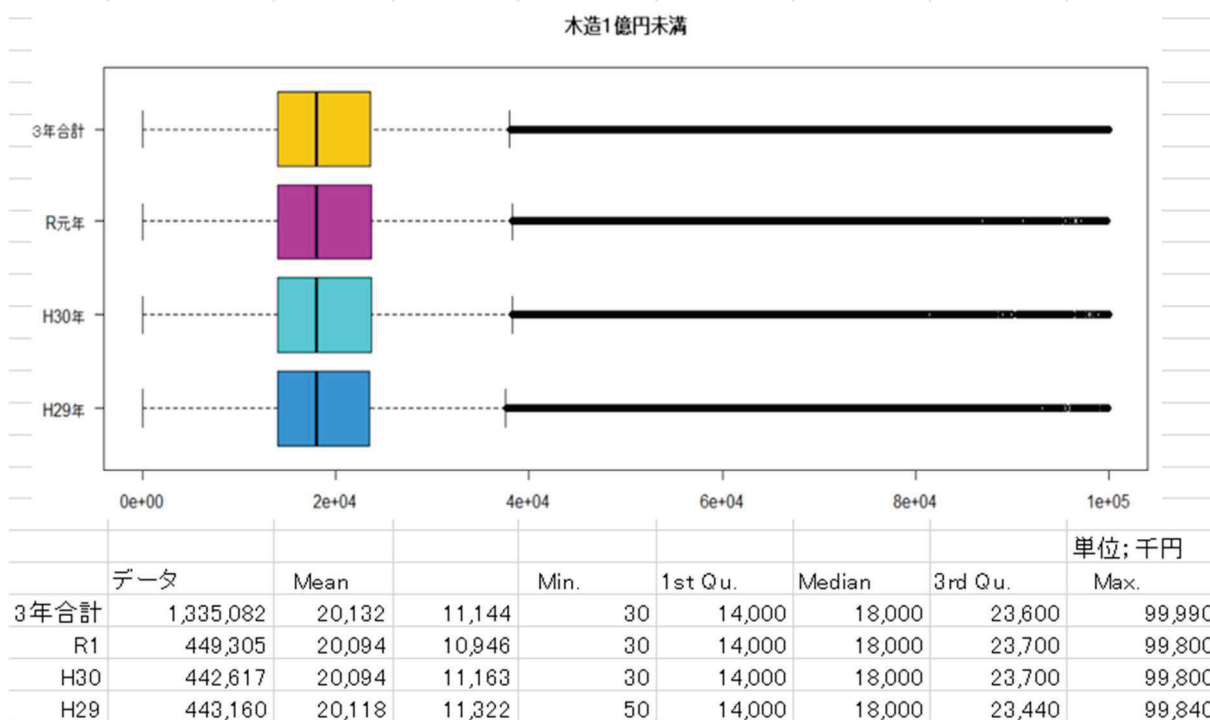
○ 第4層 非木造1億円～20億円未満の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点

非木造1億円～20億円未満

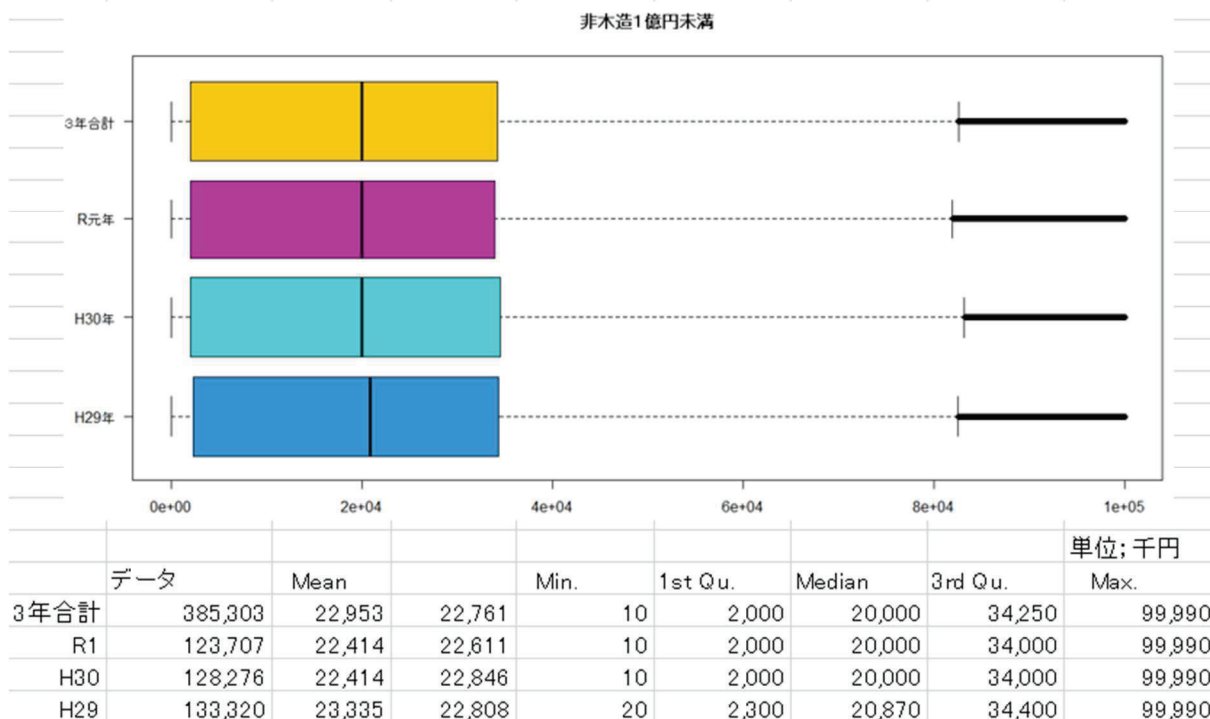


	データ	Mean	sd	Min.	1st Qu.	Median	3rd Qu.	Max.	単位; 千円
3年合計	70,472	340,084	332,680	100,000	134,100	200,000	400,000	1,999,890	
R1	22,565	350,702	343,233	100,000	137,000	200,000	400,000	1,997,000	
H30	23,640	350,702	329,270	100,000	137,000	200,000	400,000	1,997,000	
H29	24,267	333,009	325,698	100,000	132,000	200,000	400,000	1,999,890	

○ 第5層 木造1億円未満の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点



○ 第6層 非木造1億円未満の建築工事費のデータ数、平均、標準偏差、四分位点



集計事項

(1)建築物着工統計調査

集計事項	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表
(1) 着工建築物用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(2) 着工建築物建築主別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●						
(3) 着工建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(4) 着工建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）		●	●		●	●	
(5) 着工建築物都道府県別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●					
(6) 着工建築物都道府県別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●			●		●
(7) 着工建築物都道府県別、用途別（大分類）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●			●		●
(8) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(9) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄骨鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(10) 着工建築物構造別、工事期間別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(11) 着工建築物用途別、工事種別（工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(12) 着工建築物用途別（大分類）、敷地面積規模別（新築工事）（工事件数、建築物の数、敷地面積）		●	●		●	●	
(13) 着工建築物用途別（大分類）、構造別、敷地利用率別（床面積の合計／敷地面積）（新築工事）（工事件数、床面積の合計、敷地面積）		●	●	●			
(14) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄骨造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(15) 着工多用途建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●				
(16) 着工多用途建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）		●			●	●	
(17) 着工建築物用途別、会社資本規模別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●						
(18) 着工建築物都市計画別、用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●					
(19) 着工建築物用途別、地下の階数別（地下を有する新築工事）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積）		●					

(2)住宅着工統計調査

集計事項	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表	都市別表
(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別 (戸数、件数、床面積の合計)	●								
(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別 (戸数、床面積の合計)		●	●						
(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別 (戸数、床面積の合計)	●								
(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		
(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					
(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●			●				
(10) 着工新設住宅都道府県別、利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別 (戸数)		●			●		●		●
(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別 (戸数、床面積の合計)		●							●
(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別 (建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数)		●							
(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●		●			
(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					●
(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●						
(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●							
(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別 (戸数、床面積の合計、敷地の面積)		●							
(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●		●			
(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					●
(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					

(3) 建築工事費調査

集計事項	構造別（木造・非木造）	工事費予定額階級別
(1) 工事実施床面積	○	○
(2) 工事実施額	○	○

- ・ 構造別（木造、非木造）及び工事費予定額階級別（1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上）に集計

工事施工者名：
所属部署名：
フリガナ
記入者氏名：

電話番号：	—	—
	(内線番号)	

今回調査対象となった建築工事について、次の問1～5を記入してください。																
<p>問1 工事の変更(1)</p> <p>※該当する場合には、 □に○を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工事中止 <input type="checkbox"/> 1年以上未着工</p> <p>いずれかに○を記入した場合は、調査はこれで終わりです。 工事を行った場合(又は工事中の場合)には、 工事の完了後に、問2以降を記入してください。</p>															
<p>問2 工事の変更(2)</p> <p>※該当する場合には、 □に○を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 木造から非木造、非木造から木造への構造変更あり</p>															
<p>問3 着工日</p>	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>年</td> <td>□</td><td>□</td> <td>月</td> <td>□</td><td>□</td> <td>日</td> </tr> </table>	□	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日				
□	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日						
<p>問4 工事の完了日</p>	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>年</td> <td>□</td><td>□</td> <td>月</td> <td>□</td><td>□</td> <td>日</td> </tr> </table>	□	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日				
□	□	□	□	年	□	□	月	□	□	日						
<p>問5 実施床面積</p>	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>万</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>m²</td> </tr> </table>	□	□	□	□	万	□	□	□	□	m ²					
□	□	□	□	万	□	□	□	□	m ²							
<p>問6 工事実施額</p>	<table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>億</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>万</td> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> <td>円</td> </tr> </table>	□	□	□	□	億	□	□	□	□	万	□	□	□	□	円
□	□	□	□	億	□	□	□	□	万	□	□	□	□	円		

建築着工統計調査を実施する必要性

1 本調査の目的・必要性

建築着工統計調査（以下「本調査」という。）は、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として実施しているものであり、昭和 25 年 11 月から統計法に基づく指定統計第 32 号として調査を始め、平成 21 年の改正統計法の全面施行以降「基幹統計調査」として現在に至っている。

本調査は、人間を容れる「住」から、さらには、生産、販売、作業、事務、文化、スポーツ等人間の諸々の活動を容れる施設、モノを容れる倉庫等の施設にまで把握の対象を拡大し、これを建築物として総体的に捉えた調査である。

本調査のうち、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の結果については、建築物や住宅が人間の基本的な生活基盤、活動基盤に関わっているということから一般に関心を持たれるものであるが、それにとどまらず、それらが国内総支出（GDP）の中の重要な支出項目である投資（住宅投資、企業設備投資）の一部であり、国全体の経済動向、景気動向に深く関わっている。

また、本調査の結果は、国民経済計算や建設総合統計、月例経済報告等、我が国にとって非常に重要な統計調査や行政資料の基礎データとなるものであり、また、住宅政策全般の立案に活用されている。

さらに、本調査は、建築基準法に基づく制度でもあり、同法において建築主は床面積が 10 m²を超える建築物を建築しようとする場合には建築工事届の提出が義務づけられている。この建築工事届を基に調査を行うため、ほぼ全数的に建築物や住宅建設の実態が把握できるなど我が国で唯一無二の統計であることから、欠かすことのできない統計調査である。

2 他の統計調査との重複

本調査の他に、全国の建築物の着工状況を把握する統計調査はない。

3 行政記録情報の利活用

本調査のうち、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査では、建築基準法に基づく建築工事届を報告に代えている。

4 事業所母集団データベースを活用した重複排除等

本調査は、調査対象の選定に際して、企業・事業所単位ではなく建築工事届単位で行うため、事業所母集団データベースを活用した重複排除は困難なことから、行わない。

また、調査履歴登録について、本調査のうち建築工事費調査は、建築物の工事施行事業者に対して行う調査であることから、調査結果名簿を毎年5月までに提出する。